

〔三代實錄光孝四十五〕元慶八年三月十三日甲戌、天皇外祖父故從五位上藤原朝臣總繼、外祖母正五位下藤原朝臣數子、並贈正一位。

〔三代實錄光孝四十八〕仁和元年九月十五日丙申、詔曰云云、朕外祖父贈正一位藤原朝臣總繼云云、贈以太政大臣、十六日丁酉、藤氏公卿大夫詣闕拜舞、稱賀贈帝外祖父太政大臣也。

〔皇胤紹運錄〕桓武天皇

仲野親王二品式部卿、贈一品太政大臣、宇多天皇爲外祖父故也。

〔勸修寺緣起〕ありしひと夜のちぎりにいでき給へりし女ぎみは、宇多院の位におはしまえける時に入内ありて、皇太后宮胤子と申、皇子いでき給にければ、高藤の公は朝家に又なき權臣にて、内大臣になり給ひにけり、皇子踐祚ありて延喜の聖の御門とぞ申なる、我朝の賢王におはします、帝祖になり給にければ、うせ給てのちは、太政大臣正一位を贈せらる。

〔日本紀略醍醐一〕寛平九年十二月十七日戊午、詔贈外祖母故從二位操子女王正一位。

〔日本紀略醍醐一〕延喜九年四月四日、左大臣藤原朝臣時平九薨、五日、贈故左大臣太政大臣正一位、有固關警固事。

〔日本紀略村三〕天曆三年八月十八日己丑、戌時葬太政大臣忠平藤原於法性寺外良地、詔贈正一位諡

貞信公、勅使大納言清蔭卿、中納言元方卿、參議庶明朝臣等向彼所。

〔日本紀略冷泉五〕康保四年十月廿四日己卯、詔贈故從三位藤原盛子正一位、天皇外祖母、九條右大臣

藤原室也、宣命使民部大輔源行正、率局史生一人向金龍寺、師輔

〔日本紀略一條九〕永延元年二月十六日己酉、贈故藤原時姬圓融后正一位。

〔扶桑略記後冷泉九〕天喜二年四月廿六日、皇后藤原母氏從五位下源朝臣祇子贈從二位。

〔古事談王道后宮一〕白河院延久五年五月六日、天皇先妣藤原茂子信能贈皇后位中又故權大納言

藤原能信卿贈太政大臣正一位、又外祖母藤原社子贈正一位。